

山梨県警察職員提案制度運用要領の制定について

〔 令和 7 年 2 月 1 4 日 〕
〔 例規甲（務企）第 4 0 号 〕

山梨県警察職員提案制度運用要領

第 1 目的

この要領は、山梨県警察職員（以下「職員」という。）からの警察業務に関する提案、意見及び要望（以下「提案等」という。）を奨励することにより、職員の業務等に関する改善意識を醸成するとともに、職員からの提案等を警察業務に反映させることで、能率的な組織運営を推進することを目的とする。

第 2 提案事項

職員は、警察業務に関する次の事項について随時提案等を行うことができる。

- (1) 勤務制度及び勤務環境に関すること。
- (2) 業務の合理化及び効率化に関すること。
- (3) その他警察業務の改善に関すること。

第 3 提案等の方法

1 職員個人からの提案等

提案（意見・要望）書（別記様式。以下「提案書」という。）を作成した上、警務部警務課企画第二担当に電子メールにより送付し、又は別途指示するフォルダに格納して提案等を行うものとする。

なお、匿名により提案等を行うことも可能とする。

2 所属からの提案等

所属が行う提案等は、作成した提案書を山梨県警察行政文書管理システム（以下「文書管理システム」という。）で警務部警務課企画室に送付して行うものとする。

第 4 提案等の処理

- 1 警務部警務課（以下「警務課」という。）は、提案等を受けたときは、当該提案等の内容に係る事務を所管する所属（当該提案等の内容に係る事務が複数の所属に関係するときは、当該事務を主として所管すると認められる所属。以下「所管所属」という。）に対し、提案書を電子メール又は文書管理システムにより送付する。ただし、提案等の内容が、自所属（提案した者が所属する所属をいう。以下同じ。）で措置することが適当と認められるもの、組織的な判断を要しないと認められるもの等であった場合には、警務課において次の措置を講ずることが

できる。

- (1) 所属措置 提案等のうち、自所属で措置することが適当と認められるものについては、当該提案等を自所属に送付する。
 - (2) 参考送付 提案等のうち、人員の配置、予算又は物品の配分、施設の建設等別の申請手段によることが適当と認められるものについては、当該提案等を所管所属に参考送付する。
 - (3) 却下 提案等のうち、既に実施済みとなっているもの、明らかに提案制度によることが適当でないとして認められるもの及び現に回答を周知している提案等と同趣旨と認められるものについては、却下する。
- 2 警務課において1 (1) から(3)までの措置を講じたときは、職員個人からの提案等の場合（匿名の場合を除く。）にあつては同人に電子メールで、所属からの提案等の場合にあつては当該所属に文書管理システムで、その旨を通知するものとする。

第5 所管所属の措置

- 1 所管所属は、警務課から送付された提案等について、当該提案等の内容の実施可否等を検討し、次の決定区分により、当該提案等の採否を決定するものとする。
 - (1) 採択 提案等のとおりに実施できるもの。
 - (2) 一部採択 提案等のとおりに実施できないが、当該提案等の一部について実施できるもの。
 - (3) 趣旨採択 提案等のとおりに実施できないが、当該提案等の趣旨、考え方等は理解できることから、今後討議を加え、将来的な実施を検討していくもの。
 - (4) 参考 (1)から(3)までの採択はできないが、提案等の内容を今後の参考とするもの。
 - (5) 不採択 実施できないもの。
- 2 所管所属は、提案等に対する採否の決定区分及び理由（以下「決定区分等」という。）を提案書に記載の上、山梨県警察の処務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第5号）第9条に規定する庶務担当課長会議に報告するものとする。
- 3 所管所属は、庶務担当課長会議に報告した後、決定区分等を山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。
- 4 所管所属は、本部長に報告した後、警務課に決定区分等を記載した提案書を送付するものとする。

第6 所管所属から送付を受けた警務課の措置

- 1 所管所属から決定区分等の送付を受けた警務課は、職員個人からの提案等の場合（匿名の場合を除く。）にあつては同人に電子メールで、所属からの提案等の場合にあつては当該所属に文書管理システムで、決定区分等を通知するものとする。また、提案等のうち、所管所属において採択又は一部採択と決定した提案等については、職員に公表するものとする。
- 2 警務課は、警察業務遂行上効果的な提案等を行った者又は所属に対して、賞揚の手續を執るものとする。